

## 平成20年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年9月24日(水)

### 議事日程(第5号)

平成20年9月24日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第50号ないし議案第74号  
請願第2号ないし請願第4号
- 日程第 2 議案第75号 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議員提案第5号 常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について  
議員提案第6号 常陸太田市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議員提案第7号 常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議員提案第8号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策の立法化  
についての意見書の提出について
- 日程第 5 議員提案第9号 青少年のための環境整備条例の遵守と対処に関する意見書の提出  
について
- 追加日程 議員提案第10号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程 議員提案第11号 燃料・肥料・飼料・農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を  
求める意見書の提出について
- 追加日程 議長の辞職について
- 追加日程 議長の選挙について
- 追加日程 副議長の辞職について
- 追加日程 副議長の選挙について
- 追加日程 常任委員の選任について
- 追加日程 議会運営委員の選任について
- 追加日程 議員派遣について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第75号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員提案第5号ないし議員提案第7号(提案理由説明・討論・採決)
- 日程第 4 議員提案第8号(提案理由説明・採決)
- 日程第 5 議員提案第9号(提案理由説明・質疑・採決)
- 追加日程 議員提案第10号(提案理由説明・採決)

追加日程 議員提案第11号(提案理由説明・採決)

追加日程 議長の辞職

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の辞職

追加日程 副議長の選挙

追加日程 常任委員の選任

追加日程 議会運営委員の選任

追加日程 議員派遣(採決)

#### 出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
議長	黒沢 義久 君	副議長	茅根 猛 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
12番	菊池 伸也 君	13番	関 英喜 君
14番	片野 宗隆 君	15番	平山 伝 君
16番	山口 恒男 君	17番	川又 照雄 君
18番	後藤 守 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田目 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

#### 説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿引 優 君	産業部長	赤須 一夫 君
建設部長	富田 広美 君	会計管理者	大森 茂樹 君
水道部長	高橋 正美 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	深澤 菊一 君
秘書課長	山崎 修一 君	総務課長	川上 明文 君
監査委員	檜山 直弘 君		

#### 事務局職員出席者

事務局長 大谷利行  
次長兼議事係長 菊池武

副参事兼総務係長 吉成賢一

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。  
ただいま出席議員は26名であります。  
よって、定足数に達しております。  
直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

#### 日程第1 委員長報告

議長（高木将君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第50号から議案第74号まで並びに請願第2号から請願第4号まで，以上28件を一括議題として，各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。19番黒沢義久君。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第3回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第51号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定について，原案可決すべきものと決定。

議案第52号常陸太田市手数料条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第53号高規格救急自動車購入契約について，原案可決すべきものと決定。

議案第68号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次，文教民生委員長関英喜君の報告を求めます。13番関英喜君。

〔文教民生委員長 関英喜君登壇〕

文教民生委員長（関英喜君） 文教民生委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第3回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条

及び136条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第69号平成20年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第70号平成20年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第71号平成20年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

請願第2号教育予算の拡充を求める請願，採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次，産業水道委員長高星勝幸君の報告を求めます。10番高星勝幸君。

〔産業水道委員長 高星勝幸君登壇〕

産業水道委員長（高星勝幸君） 産業水道委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第3回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則136条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

請願第3号燃料・肥料・飼料・農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願，採択すべきものと決定。

請願第4号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について，不採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次，建設委員長沢畠亮君の報告を求めます。21番沢畠亮君。

〔建設委員長 沢畠亮君登壇〕

建設委員長（沢畠亮君） 建設委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第3回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第50号常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の制定について，提案可決すべきものと決定。

議案第54号常陸太田市道路線の廃止について，原案可決すべきものと決定。

議案第55号常陸太田市道路線の変更について，原案可決すべきものと決定。

議案第56号常陸太田市道路線の認定について，原案可決すべきものと決定。

議案第72号平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第73号平成20年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について，

原案可決すべきものと決定。

議案第74号平成20年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業特別会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高木将君) 次、決算特別委員長高星勝幸君の報告を求めます。10番高星勝幸君。

〔決算特別委員長 高星勝幸君登壇〕

決算特別委員長(高星勝幸君) 決算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第58号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第59号平成19年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第60号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第61号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第62号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

次のページに参ります。

議案第63号平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第64号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第65号平成19年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第66号平成19年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第67号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

議案第57号，議案第58号，議案第67号，請願第4号，以上4件について討論の通告がありますので，発言を許します。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。平成19年度常陸太田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定と企業会計決算認定及び請願についての委員会不採択に反対の立場で討論を行います。

認定に反対するのは，議案第57号平成19年度一般会計，議案第58号国民健康保険特別会計，議案第67号工業用水道事業会計の3会計と請願4号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について，委員会の不採択に対する請願1件です。

まず，一般会計についてですが，私はこの19年度の予算編成に当たり，高齢者や障害者という社会的弱者と言われる方々への税負担，しわ寄せが来ることを挙げ，その中で市民に最も身近な行政として，本市が市民の暮らしを守るとい自治体本来の役割を行財政運営でも一番の柱にすることを求めてまいりました。市民の暮らしを支えるという点から見てみますと，障害者福祉サービス利用に対する自己負担額の50%助成や放課後児童クラブ施設の空調設備の設置，子育て家庭に対する育児支援，予約型乗り合いタクシー試行運行事業など，市民の願いにこたえた暮らしや福祉を支える新しい取り組みに当たっては大いに評価したいと思います。しかし，全体として見ると，定員の適正化という名のもとに，行財政改革によって5年間の削減目標が立てられましたが，年次ごとの目標を上回っている状況にあり，必要な職員が確保されないための弊害もあると思われます。住民サービスの低下とならないよう改善を求めます。

平成11年度から税負担の軽減措置として導入された定率減税が18年度は2分の1に縮小され，19年度は全廃となったために，決算でも市税の前年度との比較で，19年度は6億6,525万円の大幅な増となっています。大半が増税分です。働く者の賃金が減少し，高齢者にとっては受けとる年金が減っているのに税金が重くのしかかってきて，格差拡大の中で国の社会保障制度の後退が暮らしの困難に拍車をかけており，対策と救済は急務であると言えます。しかし，このような中で市民が，特に高齢者の皆さんが安心して利用されていた市民バスを無料から200円に一気に引き上げたことに対する市民サービスの切り捨ては認められません。再度の検討を求めます。

市税の不納欠損額2,749万1,802円は前年度を上回っております。同じく市税の収入未済額6億8,188万1,643円，このうちの3億4,000万円は市内のゴルフ場2社分で，未納

額の5割を占めており、かなりの高額滞納となっております。収納対策本部の慎重かつ毅然とした対応を求めます。

また、一方で、市民の生活がいかに厳しい状況にあるかのあらわれでもあります。使用料・手数料の収入未済額が3,624万円となっております。徴税に努力されてはいるものの増加傾向にあり、生活実態、経営状況をよく調査をして、市民の暮らしを守ることを第一に適切な対応を求めます。

不用額4億5,378万についてですが、例年どおり民生費・衛生費・土木費・教育費などが挙げられます。単価契約の委託料からの不用額、民生費の扶助費、制度上の理由もあると思いますが、暮らし・福祉・教育の充実、例えば市立図書館の図書購入費を減額前に戻すことや、放課後児童クラブの利用料、幼稚園給食費の引き下げなど、子育て支援などで財源の有効な活用を求めます。

最後になりますが、市民との協働で魅力あるまちづくりを進めていくために、住民の暮らしを守るというのは常に政治の原点だと思えます。そして、清潔・公正な市政の運営がなされてこそ、町の安全、ごみの減量、リサイクル率向上など、市民と市役所の協働が進むものと思えます。来年度の予算編成にぜひ生かしてください。

次に、国民健康保険特別会計についてです。

相次ぐ医療制度の改悪は、住民の暮らしや健康に深刻な影響を及ぼしています。18年度税率が統一されましたが、これにより、平等割・均等割が旧金砂郷町、旧里美村の住民にとって大きな値上げとなり、所得税・住民税の増税に加えて家計に追い打ちをかけるものとなりました。国保税は収入に比べて個人の支払い能力を超えた余りにも高過ぎるものとなっております。

決算年度末の基金保有額が4億6,817万4,885円にもなり、18年度の決算と比較すると7,000万円ふえております。このうち4,000万円は特別交付税で入ってきておりますが、高過ぎる国保税に苦しめられている住民にとって、約4億7,000万円にも上る基金は問題です。不安定な雇用や年金の引き下げで、高過ぎる国保税を払いたくても払えない人や、滞納すればペナルティが課せられ、20年7月1日現在で4カ月間の短期保険証発行が777世帯、資格証明書発行が217世帯もあり、納税相談がまめに実施されているというところから、18年度より発行件数が減ってはおりますが、それでも約1,000世帯もあります。一般会計から繰入金をふやして基金の取り崩しで高い国保税の引き下げに努力してほしいと思えます。

医療費の低下につながればとジェネリック医薬品の普及や出前講座などに努力されましたが、さらに保健師を配置して保健事業の充実を図っていくべきだと思います。

次に、工業用水道事業会計についてです。

常陸太田工業団地内における給水事業所数は依然として4事業所にとどまり、宮の郷工業団地においては、給水事業所の進出がなく、金砂郷工業用水道事業会計は一時休止がとられました。決算審査意見書によれば、宮の郷工業団地内の企業誘致は行っているものの、用水型企業の進出がなく、給水事業は実施していない状況にあるためと述べられております。ここは1,000トンの能力を持つ設備があるわけです。少量の工水しか利用しない事業所が進出した場合、当然一般

会計からの繰り入れが必要となります。このようなことを思うと、茨城県の計画の見通し、税金の使い方など責任問題があります。企業誘致推進室を設置して優良企業の誘致に努力されていることは承知しておりますが、一般会計からの常陸太田工業用水道事業に4,200万円もの多額の繰り入れで企業会計が成り立っており、このような繰り入れは一般会計を圧迫しております。企業会計として多額の繰り入れをしなければ運営できない状況は認められません。

請願第4号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、産業水道委員会での不採択に対する反対討論を行います。

今、汚染米、農薬やカビ毒で汚染された米が給食やしょうちゅう、お菓子に使われていたということが大問題になっております。もちろん悪徳企業の責任は重大ですし、汚染米とわかっていながら流通に回していた農水省の責任も重大です。大臣の辞任や官僚の更迭ぐらいで済む問題ではありません。

汚染米も8割は輸入米でした。この問題の根底には年間77万トンものお米をミニマムアクセス米として国民が必要でもないお米を毎年輸入していること、日本の国民の主食を輸入に頼るといふことにあると思います。ミニマムアクセス米の輸入が始まって13年、米を輸入しながらさらに米価の下支えの仕組みを取り払い、強制的な減反を押しつけるやり方が日本の農業と農村を衰退させてきた大きな原因だと思います。

不採択の理由に、米を輸入しなければ工業製品が輸出できなくなるのではという意見もありました。日本の工業製品の輸出に支障となる貿易摩擦を減らすためには日本の農業を減らすしかない、大企業の工業製品を輸出するために基幹産業である農業を踏み台にしてきたものです。ところが、貿易障壁を取り払った結果、国内の農産物は高過ぎるといって外国農産物の輸入自由化を進めたと同じように、日本の労働賃金は高過ぎるといって賃金を抑制し、あげくは海外の労働力を求めて企業が出て行って産業空洞化を招き、中小企業の深刻な不況や貧困と格差が広がり、大企業だけが空前のもうけを上げているのです。

請願の趣旨でも述べているように、ミニマムアクセスは「輸入機会の提供」をすとの約束に過ぎず、その全量を買入れる「義務」がないことは、1999年11月の政府答弁でも明らかになっております。自国の基幹産業としての農業を守り、国民生活を守るために、貿易に一定の規制をすることは当然です。そのためにもミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願は採択されるべきであると思います。

以上4件について、反対意見を述べまして討論いたします。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号常陸太田市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の制定について、議案第51号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定について、議案第52号常陸太田市手数料条例の一部改正について、議案第53号高規格救急自動車購入契

約について、議案第54号常陸太田市道路線の廃止について、議案第55号常陸太田市道路線の変更について、議案第56号常陸太田市道路線の認定について、以上7件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第56号まで、以上7件については、委員長報告のとおり、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第57号平成19年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第57号については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第58号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第58号については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第59号平成19年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成19年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号平成19年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、以上8件については、委員長報告のとおり、原案認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第66号まで、以上8件については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第67号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第67号については、原案認定することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第68号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、議案第69号平成20年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号平成20年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号平成20年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第73号平成20年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第74号平成20年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業特別会計補正予算（第1号）について、以上7件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第74号まで、以上7件については、委員長報告のとおり、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号教育予算の拡充を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については採択することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

請願第3号燃料・肥料・飼料・農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については採択することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

請願第4号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願については、委員長報告のとおり、不

採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、請願第4号については、不採択とすることに決しました。

日程第2 議案第75号

議長（高木将君） 次、日程第2、議案第75号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 人事案件につきまして、ご提案を申し上げます。

議案第75号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を常陸太田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成20年9月24日提出、市長名。

記といたしまして、住所、常陸太田市東三町2150番地。氏名、宇野好文氏。生年月日、昭和25年4月24日。

提案理由につきましては、常陸太田市固定資産評価審査委員会委員白石勤氏が、平成20年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するためご提案するものでございます。

次のページに宇野氏の略歴について記してございます。学歴、昭和44年3月茨城県立太田第一高等学校卒業。職歴といたしまして、昭和44年4月から昭和54年6月まで茨城県信用保証協会に勤務、昭和54年11月宅地建物取引主任者資格試験合格、昭和54年12月から平成元年7月まで内外不動産及び株式会社小池工務所に勤務、平成元年8月有限会社常陸財商設立、代表取締役就任、平成元年12月宅地建物取引業許可取得、平成6年3月不動産コンサルティング技能登録、平成8年2月一般建設業許可取得、平成16年4月1級建築士事務所登録、現在に至っております。

議員各位のご同意のほどよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第75号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議員提案第5号ないし議員提案第7号

議長（高木将君） 次、日程第3、議員提案第5号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、議員提案第6号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議員提案第7号常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番平山伝君。

〔15番 平山伝君登壇〕

15番（平山伝君） 議長のお許しをいただきましたので、議員提案第5号について、お手元に配付されております文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第5号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成20年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員平山伝。賛成者、川又照雄、同じく立原正一、同じく黒沢義久、同じく後藤守、同じく関英喜、同じく菊池伸也、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく益子慎哉、同じく荒井康夫、同じく深谷涉。

提案理由、常陸太田市議会議員の定数を改正するため、本条例の一部改正を行うものである。常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。本則中、「26人」を「22人」に改める。

次のページにまいりまして。常陸太田市議会議員の定数を定める条例本則、常陸太田市議会議員の定数を26人から22人改めるものです。新旧対照表はごらんください。

前のページに戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以降、初めてその期日後、告示される一般選挙から適用する。

続きまして、議員提案第6号についてご提案申し上げます。

議員提案第6号常陸太田市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、常陸太田市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成20年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員平山伝。賛成者、川又照雄、同じく立原正一、同じく黒沢義久、同じく後藤守、同じく関英喜、同じく菊池伸也、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく益子慎哉、同じく荒井康夫、同じく深谷涉。

提案理由、常陸太田市議会の議員報酬の一部を改正するため、本条例の一部改正を行うものである。常陸太田市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。常陸太

田市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条1項中、「当月分」を「日」に改め、同条第2項中、「死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分まで」を「又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで、死亡したときはその日の属する月の分まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3、前2項の規定により、議員報酬を支給する場合（死亡したときを除く）において、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額はその月の現日数を基礎として日割によって計算する。この場合において1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。新旧対照表にまいりまして。

第2条1項議員報酬の支給を、現行の議長及び副議長は選挙された「当月分」からとしていたものを「日」から、議員にはその職について「当月分」からとしていたものを「日」からに改め、新任時の報酬を日額計算とするものであります。

第2条2項議員報酬の支給を現行の議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、除名「死亡又は議会の解散によりその職を離れたときはその当月分まで」としていたものを「又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の分まで」とし、退任時の報酬を死亡したときを除き日割計算とするものであります。

第2条3項、同条前2項により、議員報酬を計算する場合の1円未満の端数処理に関して、1円未満を切り捨てるものとする加えるものであります。

前のページに戻りまして、附則としてこの条例は平成21年1月1日から施行する。

続きまして、議員提案第7号常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正する条例を次のように制定するものとする。平成20年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員平山伝。賛成者、同じく川又照雄、同じく立原正一、同じく黒沢義久、同じく後藤守、同じく関英喜、同じく菊池伸也、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく益子慎哉、同じく荒井康夫、同じく深谷涉。

提案理由、常陸太田市議会政務調査費の一部を改正するため、本条例の一部改正を行うものである。常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条1項中、「月額2万円」を「月額1万5,000円」に改める。新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、第3条1項中、政務調査費を算出するため、各月1日における当該会派の所属議員数に乗じる額を月額2万円から1万5,000円に改めるものであります。前のページに戻りまして、附則としてこの条例は平成21年4月1日から施行する。

以上申し上げまして、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第5号，議員提案第6号及び議員提案第7号，以上3件については，会議規則第37条第2項の規定により，委員会の付託を省略いたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議員提案第5号，議員提案第6号及び議員提案第7号，以上3件については，委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので，発言を許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 26番日本共産党の宇野隆子です。

議員提案第5号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について，反対の立場から討論を行います。

議員定数を現在の26名から4名減らして22名にするという条例改正ですが，言うまでもなく，地方自治法は人口規模に応じて議員定数の上限を決めております。それは，それぞれの地域で住民の意思を自治体に反映させるためには一定数の議員が必要だからです。自治法91条の議員の定数によれば，本市の法定定数は30名となります。2004年，平成16年12月1日の合併時には68名となりました。2006年，平成18年に26名になり，議員にかかわる費用は大幅に削減され，歳出削減に大きな役割を果たしました。さらなる削減は，合併して県内一広い面積を有する本市にとって，多種多様な住民の意思を反映し，統合・調整して自治体の意思を形成するという点で欠陥を生じることになります。実際，一般質問で取り上げられている内容は，質問される議員の周りの住民の声や要求，その地域特有の問題などが数多く取り上げられていることから見ても明らかです。

また，議員が多過ぎるといふ住民の声の背景には，議員に対する不信感があるのではないかと思います。税金を上げるだけが議員の仕事か，議員質疑も行わず，異議なしで市政のチェック機能を果たしていない，請願に対しても賛成・反対の意思表示だけでその理由も発言しない議員もいる，議員が説明責任を果たしていない，こういう市民の声も聞かれます。地方議会はそれぞれの地域の住民の意思を代表する機能，自治立法に基づく立法機能，執行機関に対する批判・監視機能を持つと言われますが，このような機能を生かした活動を議会が行っているのかが求められております。

今，問われているのは，常陸太田市議会の質であり，今必要なのは定数削減ではなく，このような議員に対する不満，不信感を払拭する議会改革であり，議会全体の質の向上だと思います。これ以上の定数削減は，憲法と地方自治法に保障された民主主義を揺るがす問題であり，私は議員報酬のカットをしても定数削減は行うべきではないと思います。

格差社会の中で市民の暮らしが大変なとき、多様な市民の意見が存在し、要求が渦巻いているとき、議員定数を削減することは市民に最も身近な議会とのパイプを細くし、自治体を市民にとって一層遠い存在にしてしまいます。よって、議員提案第5号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正については反対を表明し、討論といたします。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

議員提案第5号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議員提案第5号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議員提案第6号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議員提案第7号常陸太田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、以上2件については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号及び議員提案第7号、以上2件については、原案可決することに決しました。

#### 日程第4 議員提案第8号

議長（高木将君） 次、日程第4、議員提案第8号過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策の立法化についての意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） お許しをいただきましたので、議員提案第8号について、お手元に配付されております文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第8号過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策の立法化についての意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成20年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守。賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、同じく立原正一、同じく沢畠亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由ですが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を維持し、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持するために、新たな過疎対策法の立法化に向け、必要な措置を講ずるよう意見書をもって要望するものであります。

次のページに参りまして、過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策の立法化についての意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げてきたところであります。しかしながら、人口減少と少子・高齢化に歯止めがかからない状態は依然として続き、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の脆弱化が進む中で、一部の集落においては共同作業や冠婚葬祭等の面において共同体機能の維持が困難になるなど、極めて深刻な状況に直面しております。

また、近年の市町村合併の進展により、過疎地域を包含した新たな市町が誕生するなど、過疎地域を取り巻く状況は大きく変化しており、制度面を含む新たな問題にも直面しております。一方、過疎地域は都市に対して食料・水資源の供給、国土の保全などの多面的・公共的機能を担っているのも事実であります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であることは言うまでもありません。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化することが必要であります。

よって、平成22年度を初年度とする新たな過疎対策法の立法化に向け、必要な措置を講じられますよう、地方自治法99条の規定により、意見書を提出いたします。平成20年9月24日、常陸太田市議会。提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あてとなっております。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。  
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。  
お諮りいたします。

議員提案第8号過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策の立法化についての意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第8号については、原案可決することに決しました。

#### 日程第5 議員提案第9号

議長（高木将君） 次、日程第5、議員提案第9号青少年のための環境整備条例の遵守と対処に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。13番関英喜君。

〔13番 関英喜君登壇〕

13番（関英喜君） 議長のお許しをいただきましたので、議員提案第9号について、お手元に配付されています文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第9号青少年のための環境整備条例の遵守と対処に関する意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、県関係機関に意見書を提出するものとする。平成20年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員関英喜。賛成者、常陸太田市議会議員菊池伸也、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく平山晶邦。

提案理由でございますけれども、県においては、青少年に良好な社会環境を整備するため、徹底した条例・規則の遵守と罰則強化するよう意見書をもって要請するものであります。

次のページ、青少年のための環境整備条例の遵守と対処に関する意見書（案）。次代を担う青少年が心身ともにたくましく、健やかに成長していくことは、県民すべての願いである。しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は、露骨な性描写や過激な暴力を表現した雑誌、コミック誌、ビデオのはらんや自動販売機による有害図書等の販売により、極めて憂慮すべき状況にあり、成長期における青少年の非行の増加が懸念されているところである。有害情報から青少年を守ることは私たち大人の責任です。

こうした中、本市においては、青少年にふさわしい環境づくりと健全育成を阻害する要因を排除する取り組みに努めているが、茨城県青少年のための環境整備条例をもって対処しても十分な効果が出ていないと思われる。よって、県においては、青少年に良好な社会環境を整備するため、条例・規則の徹底した対処と遵守を強く求めるものである。

記

- 1, 徹底した県条例・規則の遵守と徹底した対処をすること。
- 2, 自動販売機設置違反者に対する罰則の適用をすること。
- 3, 自動販売機設置届については, 地元市町村の事前協議制とすること。

以上, 地方自治法第99条の規定により, 意見書を提出する。平成20年9月24日, 常陸太田市議会。提出先は茨城県知事, 茨城県教育委員会教育長, 茨城県議会議長, 茨城県警察本部長あてとなります。

以上, ご提案申し上げます。全議員のご理解とご賛同をいただきまして, 意見書案について可決されるようお願い申し上げます。

議長(高木将君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

22番立原正一君。

(22番 立原正一君登壇)

22番(立原正一君) 22番立原正一でございます。議長のお許しをいただきまして議員提案の第9号について, 確認をする意味で質疑をしたいと思っております。

私は, この青少年健全育成の案件だと考えてございますが, 当市にも青少年健全育成常陸太田市民の会というのがございまして, この会のほうで茨城県のほうの理事会やらいろいろなそういう会合に出ておまして, 当市におきましてここにありますような自販機の設置, 違反者の問題, それから自販機の中にある届け出の問題, それから, 県の条例的なものもすべて網羅した中で, 当市の中でもそういう勉強会をしながら, こういう青少年のための不適格な書物, 出版物, 自販機等については, 年に一, 二回の基準でもって撤去するような行動を今までやってきていると思っております。

それで, ここで意見書案の中段に3つの条項がございまして, これを見ていきますと, 第1番では, 遵守と徹底した対処をすること。それから2番目におきましては, 違反者に対する罰則を適用すること。3つ目といたしまして, 自販機の設置について, 届け出を事前に地元市町村の協議をするということになってはいますが, 私の記憶の中では, この3つは既にそうになっておまして, 既に当市の中でもこういう動きはしていると思っておりますが, あえてここで, まずは県のほうの知事, それから教育長, 議会議長, それから警察の本部長ですか, そういう方に出すということになったわけですが, 私は出すことに関してとやかく言うわけじゃございません。茨城県の常陸太田市の撤去をするときも, 茨城県警察と合同でやっていたものですから, そういうことで今までやっていたのが, あえてここでこれを出さなきゃならないということになっていった背景ですね。

それと, 3つこう言っておりますが, 県のほうも調べたと思っておりますが, その辺がどういうふうな因果関係になってはいて, これをあえて意見書として提出することになったか, その2点をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長(高木将君) 答弁を求めます。13番関英喜君。

〔 1 3 番 関英喜君登壇 〕

1 3 番（関英喜君） 文教民生委員長の関でございます。立原議員の質問に答えたいと思います。

今、市内の自販機の現状を申しますと、5月までは小沢町と新宿町と春友の3カ所で行ってまいりました。今年の5月に町屋町に4カ所目の自販機ができたということで、これについては、地元はもちろんですが、町会長協議会、あるいはPTA関係も大いに問題視しております。特に議員として、議会として、どういう対処が必要かということも地域住民、あるいは町会長、連合協議会、PTA関係から求められております。

特に文教民生委員会では、経過を申し上げますと、8月21日の全協の後、この件について、県の条例があるにもかかわらず、新しく設置されてしまうということが特に問題とすること。21日の文教民生委員会では、もうこれ以上、常陸太田市には有害図書自販機についてはつくらせないと、あるいは設置させないようにしたいと。特に常陸太田市においては、自然環境、快適環境ということで、総合計画の中でもうたっておりますけれども、そういう青少年の環境を乱すような自販機については、もうこれ以上絶対設置させないようにしようということで、強い決意で委員会の中では執行部、教育委員会の生涯学習課のほうと検討してまいりました。それを5回ほど検討してまいりまして、そのほかについてはもうこれ以上できないように、これは県の届け出制なものですから、市のほうでは書類が整備されていればそれを県のほうに送るということになっておりまして、市のほうのチェック機能というのはございません。したがって、市のほうの規約はあるんですけれども、その規約の中に事前協議制、あるいは近隣地主の了解を得るといったような項目を何とか入れられないかということで何回か検討を重ねてまいりました。しかし県との協議の中で、県の条例を超えて事前協議とか、あるいは近隣の地主の同意を得るといったのは難しいという判断になりまして、今定例会の中では、県に対して意見書を強く要望しようということになりました。県に対しても罰則とかそういう規定はあります。県の条例の中にありますけれども、実際に取り締まって罰則を科した事例はないということで、その辺の条例の徹底と違反した場合の罰則を徹底するということをお願いしています。

ちなみに、県北の有害図書の設置状況を申し上げますと、水戸市が33台で一番多いです。これは県北だけのですね。常陸太田市は4カ所で17台、2番目。その次は常陸大宮市が6台、ひたちなか市が4台、その前に茨城町が11台あります。そこに日立市とか高萩市、北茨城市等についてはゼロ、全然設置をしていないと。中でも日立市は以前は設置されておりましたけれども、住民運動等で撤廃したということを知っております。

以上でございます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔 2 2 番 立原正一君登壇 〕

22番（立原正一君） ただいまは委員長よりご説明いただきましてありがとうございました。内容につきましてはわかりました。

結果といたしますと、やるべきことをやっていなかったのは行政側というふうに私は理解をして

おきたいと考えてございますが、ただ、やっぱり委員長さんの今ご説明がありましたように、いろいろ説明していただきまして、それなりの基準もある、罰則もある、実際にはあるけれどもこれまで罰則を実行したことはないというお話も言われましたんですが、やはりせっかくそういうものがあるわけですから、そういうものをやらなかったというところも、これからやっぱり話をさせていただきながら全面撤去に。

以前、私もこれに関係したときにやりまして、常陸太田市はほとんどゼロになった。これは地権者の話もありまして、これは結構お金が入るというようなことで、なかなか地権者といたしましては、とにかくお年寄りの方がやっているものですから、これはお金が入るので、これをやめるわけにはいかないんだと、生活面に影響するというようなことでありまして苦労しましたが、やっぱりその子供さんとか、お孫さんとかいうそういうふうな育成のことを考えながらお話をしていきますと、それは理解していただきまして、全面撤去していただいたという背景がございます。

ですから、これは今後私のほうも教育委員会のほうに話をしながら、今までのことでどうなっていたかもそれを調べていきたいと思っておりますが、委員長さんのほうも過去にそういうことがありましたものですから、その辺のことを頭に浮かべながら、さらなるご検討といたしますか、このほうの運動に努めていただきまして、常陸太田市がゼロになるようお願いいたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高木将君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第9号青少年のための環境整備条例の遵守と対処に関する意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第10号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第10号

議長（高木将君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（高木将君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。13番関英喜君。

〔13番 関英喜君登壇〕

13番（関英喜君） 議長のお許しをいただきましたので、議員提案第10号について、お手元に配付されております文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第10号教育予算の拡充を求める意見書の提出について、上記については別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成20年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員関英喜。賛成者、常陸太田市議会議員菊池伸也、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく平山晶邦。

提案理由でございますけれども、国においては、教育の水準や機会均等などを確保するため、教育予算を確保・充実されるよう意見書をもって要望するものである。

次ページに参りまして、教育予算の拡充を求める意見書（案）。子どもたちに豊かな教育を保障することは社会の基盤作りにとって極めて重要なことである。現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。しかし、厳しい地方財政の状況や地方交付税削減の影響などから、自治体独自の少人数教育を推進することや教育施設整備などに限界がある。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこで生まれ育ったとしても等しく良質な教育を受けられるようにする必要がある。よって、政府においては、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させるため、次の事項を実現されるよう要望する。

記

1、第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定すること。

2, 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3, 学校施設整備費, 就学援助, 奨学金などの教育予算の充実のため, 地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4, 教職員の人材確保のため, 教職員給与の財源を確保・充実すること。

5, 国の進める学校統廃合については, 子どもたちを中心に育成, 保護者や地域住民の意見等を聞きながら慎重に検討すること。

平成20年9月24日, 常陸太田市議会提出先でございますけれども, 衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣, 総務大臣, 財務大臣, 文部科学大臣あてとなります。

以上, ご提案申し上げます。全議員のご理解, ご賛同をいただきまして, 意見書案については可決されるようお願い申し上げます。

議長(高木将君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長(高木将君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第10号については, 会議規則第37条第2項の規定により, 委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが, これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) ご異議なしと認めます。よって, 議員提案第10号については, 委員会の付託を省略することに決しました。

議長(高木将君) これより討論を行います。

討論の通告がありませんので, これにて討論を終結いたします。

議長(高木将君) 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第10号教育予算の拡充を求める意見書の提出については, 原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) ご異議なしと認めます。よって, 議員提案第10号については, 原案可決することに決しました。

議長(高木将君) ただいま議員提案第11号燃料・肥料・飼料・農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し, 議題とす

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第11号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第11号

議長（高木将君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（高木将君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。10番高星勝幸君。

〔10番 高星勝幸君登壇〕

10番（高星勝幸君） お許しをいただきましたので、議員提案第11号について、お手元に配付されてございます文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第11号燃料・肥料・飼料・農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成20年9月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員高星勝幸。賛成者、常陸太田市議会議員益子慎哉、生田目久夫、梶山昭一、立原正一、木村郁郎。

提案理由、国においては、農業資材等の価格高騰による農家の苦境を緩和するための万全な対策をとるよう、意見書を持って要請するものである。

次のページに参ります。燃料・肥料・飼料・農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）。請願趣旨、燃料・肥料・飼料・ビニール類、段ボールなど、あらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのしかかる状況になっています。国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとの、国内産の増産による食料自給率の向上が待たなしとなっているいま、このような事態を放置するなら国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府としての万全な対策が急務となっています。先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急策は、漁民の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家の苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、次の事項の実現を求めます。

請願事項。

- 1、政府において、石油・肥料・飼料・農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。
- 2、原油や穀物への投機を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成20年9月24日、常陸太田市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。全議員のご理解、ご賛同をいただきまして、意見書(案)について可決されますようお願い申し上げます。

議長(高木将君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長(高木将君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) ご異議なしと認めます。よって、議員提案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長(高木将君) これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長(高木将君) 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第11号燃料・肥料・飼料・農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) ご異議なしと認めます。よって、議員提案第11号については、原案可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

副議長(梶山昭一君) 議長を交代いたします。

休憩前に引き続き再開いたします。

副議長(梶山昭一君) ただいま、議長高木将君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（梶山昭一君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

副議長（梶山昭一君） 高木将君の退席を求めます。

〔議長 高木将君退席〕

追加日程 議長の辞職について

副議長（梶山昭一君） 辞職願を朗読いたさせます。

事務局長（大谷利行君） それでは朗読をいたします。

辞職願。今般一身上の都合により、常陸太田市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成20年9月24日、常陸太田市議会副議長梶山昭一殿。常陸太田市議会議長高木将。以上であります。

副議長（梶山昭一君） お諮りいたします。

高木将君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（梶山昭一君） ご異議なしと認めます。よって、高木将君の議長の辞職を許可することに決しました。

除席を解除いたします。

〔24番 高木将君入場〕

副議長（梶山昭一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（梶山昭一君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後0時5分再開

追加日程 議長の選挙

副議長（梶山昭一君） 再開いたします。

議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（梶山昭一君） ただいま出席議員は26名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

副議長（梶山昭一君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（梶山昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局投票箱を点検〕

副議長（梶山昭一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

1番 木村郁郎君	2番 深谷涉君
3番 鈴木二郎君	4番 荒井康夫君
5番 益子慎哉君	6番 深谷秀峰君
7番 平山晶邦君	8番 成井小太郎君
9番 福地正文君	10番 高星勝幸君
11番 茅根猛君	12番 菊池伸也君
13番 関英喜君	14番 片野宗隆君
15番 平山伝君	16番 山口恒男君
17番 川又照雄君	18番 後藤守君
19番 黒沢義久君	20番 小林英機君
21番 沢嶋亮君	22番 立原正一君
23番 梶山昭一君	24番 高木将君
25番 生田目久夫君	26番 宇野隆子君

副議長（梶山昭一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（梶山昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

副議長（梶山昭一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

8番 成井小太郎君 21番 沢島亮君

を指名いたします。

よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長（梶山昭一君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数26票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票24票、無効投票2票。

有効投票中、

黒沢義久君 20票 立原正一君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、黒沢義久君が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました黒沢義久君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

副議長（梶山昭一君） この際、黒沢義久君より議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔議長 黒沢義久君登壇〕

議長（黒沢義久君） それでは議長就任のごあいさつをさせていただきます。

ただいまは多くの方のご賛同をいただきまして、議長に就任することができました。私は、本当にこの開かれた議会の中でこれから一生懸命やっていきたいと思っております。また、議長としての職責を全うするには、議員の皆様方の温かいご支援と、ご協力が不可欠なものと、そういうふうに思っております。また、議長としての品位を欠かぬよう一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

副議長（梶山昭一君） 新議長と交代いたします。黒沢義久議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 梶山昭一君退席、議長 黒沢義久君着席〕

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

ただいま副議長梶山昭一君から副議長の辞職願が提出されました。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

梶山昭一君の退席を求めます。

〔副議長 梶山昭一君退席〕

追加日程 副議長の辞職について

議長（黒沢義久君） 辞職願を朗読いただきます。

事務局長。

事務局長（大谷利行君） それでは朗読をいたします。

辞職願。今般，一身上の都合により，常陸太田市議会副議長を辞職したいので，許可されるよう願います。平成20年9月24日，常陸太田市議会議長黒沢義久殿。常陸太田市議会副議長梶山昭一。

以上であります。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

梶山昭一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって，梶山昭一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

議長（黒沢義久君） 除席を解除いたします。

〔23番 梶山昭一君入場〕

議長（黒沢義久君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際，副議長の選挙を日程に追加し，選挙を行いたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって，この際，副議長の選挙を日程に追加し，選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時34分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程 副議長の選挙

議長（黒沢義久君） 副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（黒沢義久君） ただいま出席議員は26名であります。

投票用紙を配付いただきます。

〔事務局投票用紙を配付〕

議長（黒沢義久君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局投票箱を点検〕

議長（黒沢義久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

1番 木村郁郎君	2番 深谷涉君
3番 鈴木二郎君	4番 荒井康夫君
5番 益子慎哉君	6番 深谷秀峰君
7番 平山晶邦君	8番 成井小太郎君
9番 福地正文君	10番 高星勝幸君
11番 茅根猛君	12番 菊池伸也君
13番 関英喜君	14番 片野宗隆君
15番 平山伝君	16番 山口恒男君
17番 川又照雄君	18番 後藤守君
19番 黒沢義久君	20番 小林英機君
21番 沢畠亮君	22番 立原正一君
23番 梶山昭一君	24番 高木将君
25番 生田目久夫君	26番 宇野隆子君

議長（黒沢義久君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

議長（黒沢義久君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

8番 成井小太郎君                      21番 沢畠亮君

を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（黒沢義久君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 26 票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 24 票、無効投票 2 票。

有効投票中、

茅 根 猛 君 20 票 宇 野 隆 子 君 4 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、茅根猛君が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました茅根猛君が議場におられますので、本席から、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、告知いたします。

議長（黒沢義久君） この際、茅根猛君、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 茅根猛君登壇〕

副議長（茅根猛君） ただいま大勢の同志の皆様のご推挙をいただき、副議長の大役を仰せつかりました茅根でございます。

私は、副議長表明の際、お話ししましたけれども、やっぱり副議長はこの 26 名の議会を動かしていく際にも、しっかり議長を支える。その過程の中で、各議会議員の皆様方のご指導やお知恵を拝借する、このことは並行して必要だろうと思っております。そのことが市民目線になったり、あるいは市民のためにどう活性化をしていくかということだろうというふうに認識をしております。

この 2 年間、議会下でも改革の芽が育ち始まっていると、いろいろな面でそう感じています。きょうの本議会でも何点かの改革の条例が改正されました。これらを踏まえつつ、改革の芽を絶やしてはいけないと考えています。そのことにも傾注をしてみたいというふうに考えています。

それともう一つ、やはり財政が非常に厳しゅうございますから、今取り組んでいる行政改革大綱、これの議会としてのチェックと提言を怠りなくやっていくことも大事だろう、あるいは、少子化問題、限界集落を初めとする格差の問題、こういったものについても皆様方のお知恵と連携が前提だろうと思っております。そういう意味では、ほんの決意の一端ではありますけれども、皆様方と連携を前提にしながら、議長をしっかり支えて、このまちづくりの一步たる足どめもさせないように、私自身微力でありますけれども頑張っていく決意であります。

何とぞ今後ともご指導、ご協力のほどお願い申し上げながら、決意の一端とさせていただきます。よろしく願います。（拍手）

議長（黒沢義久君） 暫時休憩いたします。

午後 0 時 46 分休憩

午後 0 時 51 分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、常任委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、この際、常任委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

追加日程 常任委員の選任

議長（黒沢義久君） 各常任委員の任期は、委員会条例第3条の規定により、2年となっております。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

常任委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

総務委員会委員には、深谷渉委員、荒井康夫委員、菊池伸也委員、福地正文委員、平山伝委員、沢畠亮委員、高木将委員、以上7名でございます。

文教民生委員会委員には、益子慎哉委員、平山晶邦委員、茅根猛委員、関英喜委員、山口恒男委員、立原正一委員、宇野隆子委員、以上7名でございます。

産業水道委員会委員には、木村郁郎委員、深谷秀峰委員、川又照雄委員、後藤守委員、小林英機委員、梶山昭一委員、以上6名でございます。

建設委員会委員には、鈴木二郎委員、成井小太郎委員、高星勝幸委員、片野宗隆委員、黒沢義久委員、生田目久夫委員、以上6名でございます。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ各常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午後0時54分休憩

午後1時9分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員会委員長，菊池伸也君，同じく副委員長，沢畠亮君。  
文教民生委員会委員長，山口恒男君，同じく副委員長，益子慎哉君。  
産業水道委員会委員長，川又照雄君，同じく副委員長，深谷秀峰君。  
建設委員会委員長，成井小太郎君，同じく副委員長，高星勝幸君。  
以上であります。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

この際，議会運営委員の選任についてを日程に追加し，議題といたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって，この際，議会運営委員の選任についてを日程に追加し，議題といたします。

追加日程 議会運営委員の選任

議長（黒沢義久君） 議会運営委員の任期は，委員会条例第4条の規定により，2年となっております。委員の選任については，委員会条例第7条第1項の規定により，議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

議会運営委員については，委員会条例第7条第1項の規定により，議長から指名いたします。

荒井康夫君，益子慎哉君，山口恒男君，川又照雄君，後藤守君，小林英機君，立原正一君，梶山昭一君，以上8名を指名したいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって，ただいま議長において指名いたしました8名を，議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際，委員会条例第8条第2項の規定により，委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間，暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時17分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において，委員長及び副委員長が互選されましたので，ご報告いたします。

議会運営委員会委員長，後藤守君，同じく副委員長，益子慎哉君。

以上であります。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

この際、議員派遣についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議員派遣についてを日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員派遣

議長（黒沢義久君） 議員派遣についてを配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（黒沢義久君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 質疑なしと認めます。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則159条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり決しました。

議長（黒沢義久君） この際、前任の正副議長でありました高木将君及び梶山昭一君から辞任のあいさつがあります。

高木将君お願いいたします。

24番（高木将君） 一昨年の8月24日、20名の同志の皆様方のご支持をいただき、常陸太田市議会第39代の議長として就任をさせていただきました。早いもので2年と1カ月が過ぎました。常陸太田市の歴史上初めて、市民の皆様による市議会の自主解散を求める署名活動が一昨年の3月から4月まで実施され、3万人を超える署名が集まり、選挙管理委員会の厳しい審査の後でもなお2万7,000人を超える署名が有効とされたにもかかわらず、議会が自主解散とな

らず、結果として7月2日には大きな契機をかけた投票があり、議会は96対4という圧倒的多数をもって解散に追い込まれ、その50年を超える常陸太田市の議会の中で不名誉な事実だけが残ってしまった。そして、それを受けて実施されました8月6日投開票の新しい議会26名の議員を選ぶ選挙で、今この場所におられる26名の議員が、議会が誕生したわけであります。そして、先ほど冒頭申し上げましたように、多くの皆様方のご推挙をいただき、議員として活動させていただきまして、まずもって御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

私は、この歴史的な不名誉な事実を決して忘れてはならない、常に市民の皆様の視点で考え行動する議会づくりのために行動してまいったつもりであります。残念ながら一部の議員の皆様方にはいまだにご理解を得ることがなく、先ほどの議長立候補表明のごあいさつの中でもお一人の議員の中から「立場が違う」、そのようなご意見があったこと、大変残念に思いますし、また、火のないところには煙は立たないという昔からのたとえがありますが、そういったことを考えていけば私としても反省をしなければならない、そのような思いで現在この場に立っております。

さて、これまで17年間ずっと一人で会派というものに属さず行動してきた私でございますが、これも常陸太田市の歴史上初めて4会派ができたということで、会派による議会運営がなされてまいりました。一人でしてきた私でございますが、これからはその会派の皆様方のご意見などもひざを交えて議論をして深めてまいりたい、自分の議員としての使命を残り2年間弱であります。が全うしてまいりたい、そのような思いであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日をもって黒沢新議長、茅根副議長、お二人の新体制による議会が始まりました。それぞれのごあいさつ中にありましたように、財政の厳しい中で市民の負託にこたえ得る議会づくりというものを目指していることは承知をいたしました。私も議長経験者の一人として、少しでも常陸太田市民のためになる議員活動、さらには議会人としてさらに研さんを重ねてまいる所存でございます。どうかこれからも皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、市民の皆様が存在を忘れることなく、市民の皆様視点に立ったさまざまな改善策が展開されますこと、そして、大久保太一市長との連携のもとで、創造力にあふれた明るい未来の常陸太田市になりますように、さらに新しい正副議長の強いリーダーシップが発揮されます議会であることをご祈念申し上げまして、退任に当たっての御礼のごあいさつとさせていただきます。

最後に一言、「初心忘るべからず」、その思いをもって頑張ったいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

議長(黒沢義久君) 梶山昭一君お願いいたします。

23番(梶山昭一君) 副議長を退任するに当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

平成18年8月24日の臨時議会におきまして、議員各位のご推挙により、副議長の要職に就かせていただきましてから今日まで約2年間、議員各位のご支援とご協力によりまして、大過なく努めることができましたことを心から御礼を申し上げる次第でございます。

今後は、一議員として市政発展のために最善の努力をしてまいり所存でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、退任のごあいさつにかえさせていただきます。長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（黒沢義久君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつをお願いいたします。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成20年第3回の市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月8日から本日まで17日間の会期でございました。その間、専決処分の承認報告、継続費精算報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、条例の制定・整理・一部改正、救急自動車購入契約、市道路線の廃止・変更・認定、平成19年度各会計の決算認定、平成20年度一般会計及び特別会計の補正予算、人事案件など、合計33件についてご審議をいただきました。また、議員提案7件をいただきまして、これにつきましても審議をいただきました。全案件につきまして、原案のとおり承認、可決、認定及び同意をいただきました。まことにありがとうございます。議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

審議の過程におきまして、議案はもとより、市政全般にわたるご意見やご要望、ご提言をいただきました。それぞれの趣旨につきまして、十分に配慮し取り組んでまいりたいと存じます。

そしてまたただいまは、議会の新しい体制が確立をされたところであります。これまで議長、副議長としてご活躍をされましたお二人に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。引き続き、黒沢議長を中心とした新体制でのますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、市政の進展とその円滑な運営のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 今期定例会は、9月8日から本日まで17日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成20年第3回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午後1時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員